

総合科学技術会議が実施する評価について(案)

総合科学技術会議は、内閣府設置法及び科学技術基本計画に基づき、以下に示す評価に関連した事務を実施する。

1. 研究開発課題に関する評価

「国家的に重要な研究開発の評価について」(平成14年4月23日 総合科学技術会議決定)に従い、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発に関する評価を実施する。

2. 科学技術の施策に関する評価

総合科学技術会議は、基本的な政策や重要事項に係る方針等に反映させるため、必要に応じ、各府省における科学技術の施策について評価を行うこととしている。

これまで、総合科学技術会議は以下のようない政策・方針等の調査審議を行っており、その際、担当する専門調査会等を通じて、各府省の施策について一定の評価を行ってきた。

- 科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針
- 分野別推進戦略
- 産学官連携に関する「中間まとめ」
- 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」
- 「研究者の流動性向上に関する基本的指針」
- 「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱について」
- 「競争的資金の制度改革について」 等

総合科学技術会議は、今後も同様の方法により、各府省の施策について一定の評価を行い、基本的な政策や重要事項に係る方針等に反映させる。

(参考)

内閣府設置法(抄)

26条1項

総合科学技術会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1号 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。
- 2号 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。
- 3号 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。

科学技術基本計画(抄)

第3章 科学技術基本計画を実行するに当たっての総合科学技術会議の使命

6. 評価

「総合科学技術会議は、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行い、その結果を公開するとともに、推進体制の改善及び予算配分に反映させるよう関係府省に提示する。また、基本的な政策や重要事項に係る方針等に反映させるため、必要に応じ、各府省における科学技術の施策について評価を行う。」